

山梨県立大学地域研究交流センター 学生地域貢献活動支援事業の実施に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山梨県立大学地域研究交流センター（以下「センター」という。）が学内学生に公募して実施する学生地域貢献活動支援事業の取扱いについて必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、学生の自主的・自発的な地域貢献活動を支援する事業で、ゼミやサークル等の団体が行う、山梨県内の地域課題の解決や地域活性化につながる活動を支援するとともに、その努力としての活動成果を今後の学習活動に活かすことを奨励し、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(企画案の募集及び申請)

第3条 センターは、学生から学生地域貢献活動支援事業の企画案を募集するものとする。

- 2 前項の企画案を申請しようとする者は、センターが別に定める日までに、事業申請書（様式第1号）をセンター長に提出しなければならない。
- 3 第1項の企画案は、当該年度を単位として作成するものとする。
- 4 その他申請に必要な書類については、別に定める。

(申請要件)

第4条 本事業へ申請できる団体は、地域貢献活動として具体的な活動計画を持ち、これを実施する力を持つ団体で、次の要件をすべて満たすものを対象とする。

- (1) 本学の学生が主体の団体あるいは活動であること
- (2) 申請者が本学の学生であること
- (3) 非営利団体、非営利を目的とする活動であること
- (4) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする活動でないこと
- (5) 申請時に大学、国、県その他の助成を受けている活動でないこと
- (6) その他大学の支援に不適切と認められる活動でないこと
- (7) 1つのゼミ、サークルからは1件までとすること
- (8) 担当の教員を定め、担当教員管理の下、実施すること。なお、担当教員を定められない場合は、センターに相談すること

(選考等)

第5条 センターは、前条の規定に基づき申請された学生地域貢献活動支援事業について、選考委員会に選考を付託するものとする。

- 2 選考委員会は、前項の規定に基づき付託された学生地域貢献活動支援事業について、センターとして支援することが相応しい学生地域貢献活動支援事業を選考するものとする。
- 3 選考委員会は次の各号に掲げる委員（以下「選考委員」という。）をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) センター長が指名した教員
- 4 選考委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 5 委員長が必要と認めた場合には、選考委員以外の者に当該事業に関する意見を求めることができる。
- 6 選考委員会が必要と判断した場合には、当該事業に係る事項について、申請者に書類の提出又は口頭での説明を求めることができる。

(選考結果報告等)

- 第6条 センター長は、前条の選考結果をセンター運営委員会（以下「運営委員会」）に報告し、公表する。
- 2 センター長は、学生地域貢献活動支援事業選考結果通知書（様式第2号）により選考の結果を申請者に通知する。

(申請代表者及び共同実施者)

- 第7条 第5条第2項の規定により選考された学生地域貢献活動支援事業の申請者は、当該事業の代表者となるものとする。

(予算の配分)

- 第8条 センターは、毎年度予算の範囲内において学生地域貢献活動支援事業に要する経費を代表者に配分する。配分方法は選考委員会で審議を経て決定するものとする。

(事業の中止等)

- 第9条 申請者は、天災その他事業遂行上やむを得ない事情により、学生地域貢献活動支援事業の中止及び事業活動期間を延長する必要がある場合には、事業中止（延長）報告書（様式第3号）により直ちにセンター長に報告しなければならない。
- 2 センター長は、前項に定める報告を受けた場合には、運営委員会で協議のうえ、学生地域貢献活動支援事業を中止することができる。
 - 3 センター長は、事業中止通知書（様式第4号）により協議の結果を速やかに申請者に通知する。

(実施状況の報告)

- 第10条 センター長は、事業の実施状況を把握するため、代表者から進捗状況の報告を求めることができる。
- 2 代表者は、前項の規定により、センター長から進捗状況の報告を求められた場合は、事業実施状況報告書（様式第5号）により報告しなければならない。
 - 3 センター長は、前項の報告に基づき、事業手法、達成目標その他学生地域貢献活動支援事業の目的を達成するために必要と認める事項について助言をすることができる。

(成果の公表)

- 第11条 学生地域貢献活動支援事業により生じた成果は、公表することを原則とし、公表の時期及び方法については別に定める。

(完了報告)

- 第12条 申請者は、当該学生地域貢献活動支援事業が完了した時には、センターが別に定める方法により報告しなければならない。

(委任)

第13条 この要項に定めるもののほか、学生地域貢献活動支援事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

年度山梨県立大学地域研究交流センター
学生地域貢献活動支援事業申請書

令和 年 月 日

地域研究交流センター長 様

次のとおり活動について学生地域貢献活動支援を受けたいので関係書類を添えて申請します。

■ 申請団体

団 体 名			
団体構成員数			
活 動 分 野	(該当する項目を○印で囲んでください) 地域活性化・まちづくり / 環境・農業 / 貧困 / 国際交流/ 子ども・教育/医療・保健 / 障害・高齢者・福祉/ その他 ()		
代 表 者 名		学年	年
学 部		学科	
携 帯 番 号			
Y P U メ ー ル	@yamanashi-ken.ac.jp		
その他メール			
担 当 教 員			

■事業実施計画書

事業の名称	
事業の概要 (100 字程度)	
事業の目的	
事業で取り組む地 域課題・問題意識	
活動実績	活動期間 年 カ月 これまでの活動内容
達成目標（想定さ れる効果）	
具体的な企画内容	
主な実施場所 又は地域	
対象者	※イベントなどの場合は目標とする参加者数も記載すること
協力者	※イベントの講師なども記載すること。いない場合は無記入。
実施スケジュール	

※記入しきれない場合は、行を追加してください。

■この活動で推進したいSDGsの目標

注) 該当する場合のみ、左端欄に○を入力してください。複数選択可。

	①貧困をなくそう
	②飢餓をゼロに
	③すべての人に健康と福祉を
	④質の高い教育をみんなに
	⑤ジェンダー平等を実現しよう
	⑥安全な水とトイレを世界中に
	⑦エネルギーをみんなに　そしてクリーンに
	⑧働きがいも経済成長も
	⑨産業と技術革新の基盤をつくろう
	⑩人や国の不平等をなくそう
	⑪住み続けられるまちづくりを
	⑫つくる責任　つかう責任
	⑬気候変動に具体的な対策を
	⑭海の豊かさを守ろう
	⑮陸の豊かさを守ろう
	⑯平和と公正をすべての人に
	⑰パートナーシップで目標を達成しよう

※それぞれの項目が分からない場合は、以下の URL を参照して下さい。

国連関連 HP:https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/31737/

■活動経費

費目	金額	主な使途と積算方法
物品費		
人件費・謝金		
旅費		
その他		
合計	円	—

※費目間流用は、合計額の３０％以内まで認めます。

様式第2号

年度山梨県立大学地域研究交流センター
学生地域貢献活動支援事業選考結果通知書

年 月 日

申請代表者

団体名

氏名 様

地域研究交流センター長

年 月 日付で申請のあった学生地域貢献活動支援事業の申請については、次のとおり決定します。

1. 決定内容
 - ①採択する
 - ②採択しない
2. 事業名称
3. 交付額
4. その他

様式第3号

年度山梨県立大学地域研究交流センター
学生地域貢献活動支援事業中止報告書

年 月 日

地域研究交流センター長 様

申請代表者

団体名

氏名

次のとおり学生地域貢献活動支援事業を中止したいので報告します。

1. 事業名称
2. 本年度の経費使用状況
 - ①事業経費の総額（うちセンター交付決定額）
 - ②支出済額
 - ③未使用額
3. 事業中止の発生年月日及びその理由
4. 事業の中止後に講ずる措置
5. その他

様式第4号

年度山梨県立大学地域研究交流センター
学生地域貢献活動支援事業中止通知書

年 月 日

申請代表者

団体名

氏名

様

地域研究交流センター長

年 月 日付けで報告のあった学生地域貢献活動支援事業の中止について、次のとおり決定します。

1. 決定内容

- ①中止を認める
- ②中止を認めない

2. 事業名称

3. 交付額

4. その他

様式第 5 号

年度山梨県立大学地域研究交流センター
学生地域貢献活動支援事業実施状況報告書

年 月 日

地域研究交流センター長 様

申請代表者

団体名

氏名

次のとおり学生地域貢献活動支援事業の実施状況を報告します。

1. 事業名称

2. 事業の内容及び進捗状況

3. 今後の実施計画